

管路施設清掃共通仕様書

平成20年 3月

平成21年 4月 一部改訂

平成22年 9月 一部改訂

第1章 総 則	2
第5101条 適用範囲	2
第5102条 用語の定義	2
第5103条 法令等の遵守	2
第5104条 提出書類	2
第5105条 関係官公庁への手続き等	2
第5106条 現場体制	2
第5107条 再委託の届出	3
第5108条 地元関係者等の交渉等	3
第5109条 損害賠償及び補償	3
第5110条 工程管理	3
第5111条 作業記録写真	3
第2章 安全管理	4
第5201条 安全管理	4
第5202条 安全教育	4
第5203条 労働災害防止	4
第5204条 公衆災害防止	4
第5205条 その他	5
第3章 清 掃	5
第5301条 一般事項	5
第5302条 清掃	5
第4章 そ の 他	6
第5401条 その他	6

第1章 総則

第5101条 適用範囲

- 1、この仕様書は、公益財団法人山梨県下水道公社（以下「公社」という）が管理する下水道管路施設（マンホール及びますを含む）内の清掃に適用する。
- 2、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- 3、仕様書、特記仕様書及び設計図面に疑義が生じた場合には、公社と受託者との協議により決定する。

第5102条 用語の定義

用語の定義は、公社共通仕様書第1102条の規定に基づくものとする。

第5103条 法令等の遵守

法令等の遵守は、公社共通仕様書第1115条の規定に基づくものとする。

第5104条 提出書類

- 1、受託者は、契約締結後速やかに次の各号の書類を提出し承諾を受けた上、清掃に着手すること。（各2部）
 - 一、業務主任技術者通知書（7日以内）
 - 二、工程表（7日以内）
 - 三、業務計画書（公社共通仕様書第1109条による）（15日以内）
 - 四、清掃土砂運搬車両使用届（15日以内）
 - 五、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（15日以内）
〔酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付のこと〕
- 2、提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。
- 3、受託者は、清掃が完了したときは、速やかに次の各号の書類を提出すること。（指定のない物は各2部）
 - 一、業務完了報告書
 - 二、出来高調書
 - 三、清掃土砂発生量報告書
 - 四、完了図書一式
 - 五、作業記録写真（第5111条 作業記録写真による）
 - 六、契約代金請求書（1部）
- 4、前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

第5105条 関係官公庁への手続き等

- 1、受託者は、関係官公庁等への手続き等については、公社共通仕様書第1111条の規定に基づくものとする。
- 2、受託者は、契約締結後速やかに関係官公庁等に作業上必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、許可等を受けること。

第5106条 現場体制

- 1、受託者は、契約締結後速やかに清掃の技術及び経験を有する業務主任技術者を定めるとともに、現場に業務主任技術者を常駐させて所定の業務に従事させること。
- 2、管路内の作業を行う場合には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- 3、受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- 4、受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのための十分な数の作業員を配置すること。

第5107条 再委託の届出

- 1、受託者は、作業の一部を再委託させる場合は、公社共通仕様書第1125条の規定に基づき、着手に先立ち、再委託人の氏名その他必要な事項を記載した再委託届により届け出なければならない。
また、作業期間中に、再委託人を変更する場合も同様とすること。
- 2、作業の実施につき、著しく不相当であると認められる再委託人は、交替を命ずることがある。
なお、この場合には、受託者は直ちに必要な措置を講ずること。

第5108条 地元関係者等の交渉等

- 1、受託者は、地元関係者等の交渉等については、公社共通仕様書第1112条の規定に基づき行うこと。
- 2、受託者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬又は手数料等を受けてはならない。
なお、再委託人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- 3、使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

第5109条 損害賠償及び補償

- 1、受託者の損害賠償は、公社共通仕様書第1123条の規定に基づくものとする。
- 2、受託者は、下水道施設の損傷及び第三者に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに対処すること。

第5110条 工程管理

- 1、受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- 2、予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- 3、作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日（祝日又は休日等）に作業を行う必要がある場合には、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

第5111条 作業記録写真

受託者は、次の各号に従って作業記録写真を撮影し、作業が完了したときは工種ごとに工程順に編集したものを写真帳に整理し、「業務完了報告書」に添付して監督員に提出すること。

- 一、管路内から作業前、作業後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管路内からの撮影が困難な場合には、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- 二、人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- 三、写真には件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 四、一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合には、貼り合せること。
- 五、写真は、原則としてカラー写真とし、その大きさはサービス判とすること。
- 六、撮影頻度は、次を標準とする。
ア 伏越箇所 全箇所撮影すること。
イ その他 管径別に延長50m程度に対し1箇所の割合で撮影する。

第2章 安全管理

第5201条 安全管理

- 1、公社共通仕様書第1128条に基づき行うこと。
- 2、受託者は、事故防止を図るため、安全管理について「業務計画書」に明示し、受託者の責任において実施しなければならない。また、下水道管路内作業等において、局地的な大雨による増水に備えるため、以下の内容を安全管理として「業務計画書」に明記し、公社の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図らなければならない。
 - 一、現場特性の事前把握
 - 二、作業等の中止基準・再開基準の設定
 - 三、迅速に退避するための対応
 - 四、日々の安全管理の徹底
- 3、局地的な大雨に対する下水道管路内作業を行う際の標準的な中止基準は、次のいずれかの場合とする。
 - 一、当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の警報が発表された場合
 - 二、急激な管路内水位の上昇またはその恐れがある場合また、作業の再開は、次の事項が満足された時点で、現場責任者が公社と確認のもとで行わなければならない。
 - 三、作業等の中止基準に抵触していないこと
 - 四、下水道管路内水位が通常水位と変わらないこと
 - 五、「業務計画書」に定めた安全管理の全ての事項について、安全確認を完了すること

第5202条 安全教育

- 1、受託者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業等者の安全意識の向上を図ること。
- 2、受託者は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に関わる業務について特別な教育を行うこと。

第5203条 労働災害防止

- 1、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2、マンホール、管渠等に入入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示にしたがい、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等及び安全带等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合その指示に従うこと。
- 3、作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行いその指示により適切な措置を講ずること。
- 4、資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

第5204条 公衆災害防止

- 1、作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2、作業現場には、作業内容が明確になる標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び通行車両等の安全の確保に努めること。

- 3、作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。
- 4、作業に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公庁等の指示にしたがい、適切に行うこと。
- 5、前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

第5205条 その他

- 1、受託者は、作業にあたって下水道施設又はガスパ等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- 2、万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、直ちに監督員及び関係官公庁等に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- 3、前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに届出ること。

第3章 清掃

第5301条 一般事項

- 1、受託者は、「業務計画書」に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で作業に着手すること。
- 2、作業にあたっては、管口を傷めないようガイドローラーを使用する等必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- 3、作業にあたり仮締切を必要とする場合には、監督員の承諾を得ること。
なお、この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されているものとする。
- 4、受託者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法、及び山梨県、関連市町村の公害防止条例等の公害防止関連法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- 5、受託者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- 6、作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。
また、万一汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- 7、作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

第5302条 清掃

- 1、作業時間、作業範囲等
作業の実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。
- 2、土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならないこと。
また、万一下流側に土砂等を流出させた場合には、影響区間の流出土砂等を受託者の責任で取り除くこと。
- 3、積込、運搬にあたっては、次の各号を遵守すること。
 - 一、受託者は、作業にあたって十分な運搬車両を配置すること。
 - 二、運搬車両は、事前に当公社に届出を行う。
 - 三、運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散ならびに臭気の漏出の恐れのない構造の車両とすること。
 - 四、積込みにあたっては土砂等の飛散により通行者及びその他の工作物を汚染させないように措置を講ずること。

五、土砂等の運搬にあたっては、水きりを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

六、土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

4、土砂等の処分

土砂等の処分は、洗浄、水きりを行った後に監督員の指示に従い処理を行うこと。

5、機械による清掃

高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管路を損傷、宅地内への噴出被害等のないよう吐出圧に留意すること。

第4章 その他

第5401条 その他

- 1、作業箇所において、受託外の下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異状を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。
- 2、設計図書に、特に明示していない事項があっても、清掃作業上当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- 3、その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。